

## **第3章 災害復旧・復興計画**

### **第1節 公共施設災害復旧計画**

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第3章の「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。



## 第2節 災害村民相談計画

被災者の災害相談は、地震・津波編 第3章の「第2節 災害村民相談計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。



### 第3節 住宅復旧計画

被災者の住宅復旧は、地震・津波編 第3章の「第3節 住宅復旧計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。



#### 第4節 農漁業資金等融資計画

被災者の農漁業資金等融資は、地震・津波編 第3章の「第4節 農漁業資金等融資計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。





## 第5節 生活確保対策計画

被災者の生活確保対策は、地震・津波編 第3章の「第5節 生活確保対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。



## 第6節 被災者生活再建支援法適用計画

被災者の被災者生活再建支援法適用は、地震・津波編 第3章の「第6節 被災者生活再建支援法適用計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。



## 第7節 復興の基本方針

復興計画やむらづくりは、地震・津波編 第3章の「第7節 復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

